

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年2月3日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成23年7月26日

(2) 本監査実施日 平成23年9月7日

3 監査結果の公表の日 平成23年10月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
平成22年度セーフティネット支援対策事業補助金（地域福祉等推進特別支援事業のうちボランティア振興事業）の執行に当たり、事業の完了前に事業実績報告書等を提出していたので、適正な事務の執行に努められたい。	補助事業の執行については、実施主体の市町村社会福祉協議会が事業実績報告書を3月末日までに提出するよう実施要綱を平成23年10月12日付けで一部改正した。 今後は、適切に進行管理を行う等再発防止に努める。